

議 事 内 容

専務理事

皆様、ご着席ください。

さて、本日の「第33回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

第33回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今年も残すところあと2週間となりました。私は毎年クリスマスカードをやり取りしておりまして、今日アメリカのイリノイから届きました。それを読んでいたら、日本も異常気象が発生しておりますが、向こうでも12月になって急に寒波が襲来し、今年は新しいコンバインも導入しよ収穫だと思っていたら、今小雪の中で大豆の収穫をやっている、また価格も低くなっているということでした。気象条件というのは、同じ農業に携わる1人として国を問わず厳しいものだと感じたところです。

さて、私ども佐賀県の農業委員会関係では、今年に入りまして20市町全てで新体制に移行しました。今後とも皆様のご尽力をよろしくお願いいたします。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・3件、第5条・4件となっております。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専務理事

ありがとうございます。

審議に入ります前に、2件報告をさせていただきます。

(前回の審議における議論(宅地建物取引業法との関係)について補足報告及び前回の審議案件の結果について報告。)

専務理事

それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いいたします。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

議事録署名者として、吉野ヶ里町・池田委員と伊万里市・山口委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

| | | |
|---------|---|---|
| 議 | 長 | <p>それでは、農地法第4条及び5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から、説明をお願いします。</p> |
| 議 | 長 | <p>まず、〇〇農業委員会分を農業会議からお願いします。</p> |
| 農業会議事務局 | | <p>〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。</p> <p>整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、〇〇農業委員会分を農業会議から2件続けてお願いします。</p> |
| 農業会議事務局 | | <p>整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p> <p>整理番号4-3、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p> |
| 〇〇農業委員会 | | <p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 〇〇農業委員会 | <p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の屋外駐車場用地への転用において、申請地は鉄道の駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。</p> <p>なお、土地代について説明させていただきます。</p> <p>申請地は〇〇さん名義の農地ですが、分筆前は隣接のJA支所建設用地と一筆の土地で、JAさがが仮登記していました。JAさがより、JA支所建設に際して、駅前に伸びる市道に接道したいとの意向があり、市道側にあった市有地駐車場の取得を希望されたので、この雑種地938㎡と、今回申請の田3,185㎡を等価交換することで協議を行い、〇〇市、JAさが及び〇〇さんと合意したため、土地代は発生いたしません。</p> |
| 議長 | <p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p> |
| 〇〇農業委員会 | <p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の庭木の販売用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p> |
| 議長 | <p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p> |
| 〇〇農業委員会 | <p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の精密機械部品加工の製造第2工場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設で、〇〇町との雇用協定が締結されていることから、許可相当と判断しております。</p> |
| 議長 | <p>農地法第4条関係3件、第5条関係4件について説明がありました。</p> <p>ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p> |
| 常設審議委員 | <p>(意見・質問・異議なし)</p> |

| | | |
|--------|----|---|
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 一同 | (全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問・異議なし) |
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 一同 | (全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | | 4-2と4-3を比較すると本数が大きく違います。実際は始末書添付で植林済みとのことですが、本数に間違いはないですか。 |
| 〇〇委員 | | 通常は反当300本ぐらい植えて、後は間伐して減らしていくと思います。4-2は各600本なので合わせて1,200本ですから、問題ないのではないのでしょうか。 |
| 〇〇委員 | | 分かりました。 |
| 議 | 長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問・異議なし) |
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の屋外駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の庭木の販売用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | ここには事務所は置かれないのですか。 |

| | |
|---------|--|
| 〇〇農業委員会 | 事業計画の中では、事務所を置く予定はされていません。 |
| 〇 〇 委 員 | はい、分かりました。 |
| 〇 〇 委 員 | ちょっと教えてもらいたいのですが、譲渡人が氏名の横に外1名となっています。この外というのはどういう意味ですか。 |
| 〇〇農業委員会 | 譲渡人が〇〇さんのほかに、もう1人いらっしゃるのので、外1名という形で表記しています。 |
| 農業会議事務局 | 常設審議委員会の調書の表記の仕方として、例えば申請人が10人いらっしゃったら1人を代表で記載し、あとは外9名という形で統一しましょうと取り決めをしておりますので、そのようにご理解ください。 |
| 〇 〇 委 員 | そういう場合は家族は一緒に、違う場合は別に上げられるんですね。 |
| 農業会議事務局 | いえ、他人でもこのように記載しております。 |
| 〇 〇 委 員 | 分かりました。 |
| 議 長 | 他にご意見・ご質問はございませんか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 一 同 | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の精密機械部品加工の製造第2工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇 〇 委 員 | 精密機械部品加工というのは、プレス機械が入るのですか。 |

| | |
|---------|---|
| ○○農業委員会 | 聞いたところでは、こちらはレジデント加工ということで、表面の防サビ加工をやられる会社とのことです。 |
| ○ ○ 委 員 | プレス機械を持ってこられると、地盤の固さがN値50程の固い地盤でないとだめなので、その辺りを聞いたかったのですが。 |
| ○○農業委員会 | メッキ加工とは違うやり方をされるということで私は確認をしております。 |
| 議 長 | 他にございませんか。 |
| ○ ○ 委 員 | 転用価格について、○○では農地でも60万円というと安いんですが、○○では大体どのくらいですか。 |
| ○○農業委員会 | ○○町は安くて、1種農地でも60万円すればびっくりするぐらいの価格です。この農地については、中山間地のエリアよりも平坦に近い場所にはあるのですが、実際この価格で売買がなされているような実情です。 |
| 議 長 | 他にご質問・ご意見はございませんか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 一 同 | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 長 | 以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係3件、第5条関係4件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。 |
| 専 務 理 事 | 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。 |
| 議 長 | 続きまして、次の項目に移ります。 |

| | | |
|---------|--|---|
| | | 「農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 農業会議事務局 | | (要請書について説明。) |
| 議 長 | | このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問等なし) |
| 議 長 | | それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。 |
| 専 務 理 事 | | ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。 |
| 農業会議事務局 | | (資料3について説明。) |
| 専 務 理 事 | | 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、1月15日となっておりますので、ご予定をお願いします。お疲れ様でした。 |

1 4 時 1 0 分